

入札保証金の説明書

入札件名：沖縄 IT 津梁パーク中核機能支援施設・企業立地促進センター空調機更新工事設計業務委託

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第 100 条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。入札保証金の金額等は、見積る契約金額*)の 100 分の 5 以上とする。

*)見積る契約金額とは入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。

ただし、沖縄県財務規則第 100 条第 2 項及び第 102 条に基づき、次の(1)、(2)に該当する場合は入札保証金の納付を免除し、(3)、(4)に該当する場合は入札保証金の納付に代わる担保の提供があったものとする。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券の提出があった場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる資料の提出があった場合。
- (3) 金融機関の入札保証書の提出があった場合。
- (4) その他有価証券等の提出があった場合。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)～(3)のいずれかに係る書類の提出のない者。
- (2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合。
- (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合。

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

1 入札保証金が免除となる場合

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。いずれかご対応ください。※別添1「入札保証金の免除調べ」にて確認

- (1) 保険会社との県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

提出期限：令和5年5月26日(金) 17:00 (入札日の3日前)

- (2) 過去二箇年間に国又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合。

ア 別紙の地方公共団体等契約実績に必要事項を記入し、金額及び履行期限が記載された契約書の写しを添えて提出してください。

提出期限：令和5年5月26日(金) 17:00 (入札日の3日前)

2 入札保証金を現金で納付する場合

上記1の免除に該当しない場合は、現金で納付していただきます。納付書を発行しますので、金融機関等で納付してください。納付書の納付、入札後の還付までの手順は以下のとおりです。

- (1) 納付方法

ア 別紙の債務者登録票及び入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、沖縄県 IT イノベーション推進課基盤整備班へ提出してください。(FAX 送信可：098-866-2455)

提出期限：令和5年5月22日(月) 12:00

イ 提出いただいた登録票及び依頼書に基づき以下の期間内で納付書を発行するので、納付書記載の納付場所にて納付してください。

配布期間：令和5年5月23日(火) 12:00 ~ (上記提出日の翌日)

納付期限：令和5年5月26日(金) 17:00 (入札日の3日前)

ウ 入札執行前に入札保証金の納付状況を確認するので、納付後速やかに領収書の写しを沖縄県 IT イノベーション推進課基盤整備班へ提出してください。(FAX 送信可：098-866-2455)

- (2) 還付方法

ア 落札者とならなかった者は、入札保証金還付請求書及び債権者登録申請書を沖縄県 IT イノベーション推進課基盤整備班へ提出すること。提出後、約2週間で還付します。

イ 落札者となった者で、沖縄県と契約を締結する者の入札保証金については、契約保証金に充当することがあります。